

青林号外  
令和8年2月 3日

報道機関各位

青森県農林水産部林政課長  
(公印省略)

「建築物等における青森県産材利用促進協定」締結式及び  
県産材利用と森づくりのための「A-wood」利用宣言について

県商工3団体、県木材協同組合と県による「建築物等における青森県産材利用促進協定」締結式及び、知事による県産材利用と森づくりのための「A-wood」利用宣言を行いますので、取材してくださるようお願いします。

記

1 日 時

令和8年2月9日（月）16時00分～16時30分

2 場 所

県庁南棟2階 第2応接室

3 出席者

青森県商工会議所連合会	会長	倉橋 純造
青森県中小企業団体中央会	会長	櫛引 利貞
青森県商工会連合会	会長	一戸 善正
青森県木材協同組合	理事長	島 英樹
青森県	知事	宮下 宗一郎

4 次第

- (1) 協定締結式
- (2) 「A-wood」利用宣言
- (3) 出席者による意見交換

5 協定及び宣言の概要

別紙のとおり

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	農林水産部 林政課 林産振興グループ GM 稔元 弘文
電話番号	直通 017-734-9517 内線 4853
報道監	農林水産部 次長 及川 正顕 内線 4966

## 建築物等における青森県産材利用促進協定の概要

### 1 概 要

この協定制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」に基づき、脱炭素社会の実現や森林資源の循環推進などを目的に、事業者と木材供給者が県と協同・連携し、建築物における県産材の利用を促進するもの。

### 2 協定締結者

- ① 事 業 者：青森県商工会議所連合会  
青森県中小企業団体中央会  
青森県商工会連合会
- ② 木材 供 給 者：青森県木材協同組合
- ③ 地方公共団体：青森県

### 3 協定期間

協定締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 4 協定の内容

- ① 商工 3 団体
  - ・ 各団体又は会員が直接又は間接的に関与する建築事業において、積極的に県産材を活用
  - ・ 県産材利用の意義やメリットについて情報発信
- ② 青森県木材協同組合
  - ・ 各団体及び会員の取組が円滑に行われるよう、県産材を適時に供給
  - ・ 各団体及び会員の取組について情報発信
- ③ 青森県
  - ・ 協定締結者に対する県産材利用の技術的助言や情報提供
  - ・ 協定締結者の取組の情報発信

#### (参考)

建築物木材利用促進協定（地方公共団体）の実績（令和 7 年 1 月 30 日現在）

全国 187 件 うち県内 2 件

※県内事例

- ① 青森ねぶた祭における地域材利用促進協定  
(令和 7 年 4 月 18 日締結：青森ねぶた関係者一同、青森県木材協同組合、青森市)
- ② 建築物における青森県産材利用促進協定  
(令和 7 年 9 月 19 日締結：青森みちのく銀行、青森県木材協同組合、青森県)

## 県産材利用と森づくりのための「A-wood」利用宣言の概要

### 1 宣言の目的

県では木材の地産地消を推進し、地域経済の活性化と森林資源の循環利用を実現するため、県産材「A-wood」の需要拡大に取り組んでおり、民間・公共施設における県産材の利用と官民一体となった森づくりに、県全体で取り組む機運を高めるため、知事による「A-wood」利用宣言を行うものである。

### 2 宣言の概要

県有施設で「A-wood」利用に取り組むことを宣言し、企業や県民一人ひとりに対し木材利用と森づくりへの参加を呼び掛ける。

### 3 「A-wood」の定義

青森県で生産され、加工され、利用される「All Aomori」の木材のこと。



【A-wood ロゴマーク】